

新しい公益法人制度の施行に当たっての談話

～民による公益の増進を目指して～

- 明治29年の公益法人制度発足以来約110年ぶりの抜本的改革となる新しい公益法人制度が、平成20年12月1日から全面施行されます。新公益法人の公益性の判断は、国及び都道府県に置かれる民間委員で構成する合議制の機関で行うこととなります。
- 経済・社会情勢が変化する中で、多様化した社会ニーズを満たし活力ある21世紀の社会を作るためには、これまで「官」が中心に担ってきた公益を、個人、企業、営利を目的としない法人、行政等社会の構成員がそれぞれの立場に応じて担うものとしていくことが重要です。
- 新制度の活用により、これから誕生する公益社団・財団法人は、それぞれの創意工夫によりバラエティに富んだ公益的な活動を行っていただくことを期待します。また、一般社団・財団法人も多様な公益の担い手のひとつとして、公益的な活動を積極的に行っていただくことを期待します。
- 特に新しい公益社団・財団法人には、抜本的に拡充された税制を活用して、企業や個人から寄附をより多く集めることなどにより、公益的な活動に必要な資源を確保し事業の拡大を図っていただくことも期待します。
- 今回の改革が目指す民による公益の増進のためには、企業や個人が社会全体のことを考える「公」の精神を持って寄附先を直接選択し、その寄附を支えとして安定的・継続的に公益的な活動が展開されることにより多様な社会ニーズを満たしていく「寄附文化」の醸成を進めなければなりません。これは、公益法人が組織の規律を高め、自らの活動についての説明を積極的に行うことを通じて実現していくのではないのでしょうか。成熟した寄附文化が社会全体を厚みのあるものにすると考えますし、寄附文化が我が国に根付くことを願っています。
- 公益認定等委員会は、「公」の精神に溢れた「志」のある公益法人を、暖かい審議を通じて一つでも多く世の中に送り出していく役目を果たしたいと考えています。法人関係者や国民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。